

## 図書等の貸出対象者の範囲について

## 【現状】

- ・本庄市民は伊勢崎市図書館で本を借りることができるが、伊勢崎市民が、本庄市立図書館で本を借りることはできない。  
(原因) ↓
- ・本庄市立図書館運営規則第 5 条 (館外貸出し) に伊勢崎市がないため。

## 【貸出対象者の範囲 (以下範囲) について】

- ・現在の本庄市立図書館の範囲は、公共施設相互利用より、児玉郡内及び深谷市の方が利用できます。
- ・本庄市に在勤・在学であれば貸出対象者です。(伊勢崎市民でも)
- ・範囲については、各図書館の運営規則等により定められており、図書館によって範囲は異なります。(別紙参照)

## 【伊勢崎市民も貸出対象者に加えることについて】

- ・窓口においても、伊勢崎市民への貸出を希望する声は、年間数件あります。
- ・本庄早稲田駅を利用する伊勢崎市民にとって本庄市立図書館が通勤経路上にあることから利用が期待できます。
- ・本庄市と伊勢崎市の間にある相互利用の不均衡が解消されます。

以上から、相互利用の不均衡解消に向け、伊勢崎市民も貸出対象者としたいため、本庄市立図書館運営規則第 5 条 (館外貸出し) に伊勢崎市を加えたいと考えます。

## 【導入までのスケジュール】

R6 年

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 3 月 13 日 | 本庄市立図書館協議会での審議      |
| 4～5 月    | 本庄市教育委員会定例会での審議     |
| 6 月～     | 改正規則施行、伊勢崎市図書館に周知依頼 |

## 【参考】(令和 5 年 1 2 月 3 1 日現在)

- ・本庄市立図書館における伊勢崎市民の登録者数：4 1 人
- ・伊勢崎市図書館における本庄市民の登録者数：3 5 0 人

# 貸出対象者の範囲

資料2

	図書館名		運営 指定 管理
13	熊谷市	熊谷市、大里広域利用の深谷市、寄居町、相互利用協定地域の行田市、鴻巣市、吉見町、東松山市、滑川町、嵐山町に在住・在勤・在学の人 太田市、千代田町、大泉町に在住の人	
32	深谷市	深谷市、熊谷市、寄居町及び児玉広域地区	
35	本庄市	本庄市、深谷市、児玉郡	
45	神川町	一般利用 神川町内にお住まいの方、又は通勤・通学している方。 相互利用 本庄市・美里町・上里町・深谷市にお住まいの方。	
46	上里町	上里町内にお住まいの方、または通勤・通学している方(一般利用) 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び高崎市、伊勢崎市、藤岡市、玉村町に住んでいる方(広域利用対象)	○
55	美里町	美里町内にお住まいの方 美里町内に通勤または通学をしている方 本庄市、神川町、上里町、深谷市にお住まいの方	
62	寄居町	日本国内にお住まいの方であればどなたでも利用登録	

群馬県	伊勢崎市	市内に住んでいる人、市内に通勤・通学している人。 隣接している市町村(前橋市・太田市・桐生市・みどり市・玉村町・本庄市・深谷市)に住んでいる人。	
	高崎市	市内にお住まいの方、または近隣市町村(前橋市・藤岡市・安中市・玉村町・渋川市・富岡市・榛東村・吉岡町・甘楽町・長野原町・東吾妻町・上里町・軽井沢町)に住所のある方 市内に通勤、通学の方	
	藤岡市	藤岡市に在住・在勤・在学、また周辺市町村の高崎市・安中市・玉村町・多野郡・甘楽町・下仁田町に在住	
	玉村町	1. 町内に居住する人 2. 町内に通勤・通学する人 3. 館長が特に必要と認めた人 4. 近隣市町村に在住の人 (前橋市、高崎市、藤岡市、伊勢崎市、上里町(埼玉県)、安中市)	
	前橋市	前橋市・高崎市・伊勢崎市・渋川市・玉村町・吉岡町・榛東村にお住まいの方	

## ○本庄市立図書館運営規則

平成18年1月10日  
教育委員会規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市立図書館設置及び管理に関する条例(平成18年本庄市条例第89号)第9条の規定に基づき、本庄市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条に掲げる事業を行う。

(入館者の心得)

第3条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- 2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- 3) 所定の場所以外で喫煙及び飲食等をしないこと。

(館内利用等)

第4条 館内において図書館資料及び施設を利用しようとする者は、係員の指示に従うとともに、資料の利用にあつては所定の場所で利用するものとする。

(館外貸出し)

第5条 図書館資料の貸出しを受けられる者は、本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者とする。

2 図書館資料の貸出しを受けられる団体は、市内の学校、事業所、機関及び団体(以下「団体等」という。)で構成員10人以上の団体等とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用カードの交付等)

第6条 前条の規定による館外貸出しを受けようとするものは、利用申込書を館長に提出して利用カードの交付を受けるとともに、利用の都度係員に提出するものとする。

2 利用カードの登録事項に変更があったとき、又は紛失し、若しくは毀損したときは、直ちにその旨を申し出て、訂正又は再交付を受けるものとする。

3 交付を受けた利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(資料の貸出し制限)

第7条 図書館で指定した図書館資料は、館外貸出しはしないものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出数及び期間)

第8条 図書館資料の貸出数及び期間は、次のとおりとする。

区分		貸出数	貸出期間
図書、雑誌及び紙芝居	個人	10点以内	15日以内
	団体等	50点以内	1月以内
視聴覚資料		1点	15日以内

(複写)

第9条 著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項第1号の規定に基づき図書館資料の複写を請求しようとする者は、次の表に定める金額を負担するものとする。

金額	単色刷り1枚につき 10円
	多色刷り1枚につき 20円
備考	1 用紙の大きさは、 <u>産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項</u> に規定する日本産業規格によるA3、A4、B4又はB5とする。 2 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として金額を算定する。

(寄贈)

第10条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、資料の種類、名題、員数、住所及び氏名を館長に申し出て、承認を得た後現品を提出するものとする。

(寄託)

第11条 図書館資料の寄託については、前条の規定を準用する。

2 寄託資料は、図書館所有資料と同様に扱い、寄託者の要求又は図書館の都合を考慮の上返却するものとする。

3 図書館は、寄託を受けた資料が天災、盗難その他避けることのできない災害により受けた損害に対してその責めを負わない。

(移動図書館)

第12条 移動図書館は、市内を巡回して図書館資料の貸出し及びその他奉仕を行う。

2 移動図書館の利用については、第4条から第8条までの規定を準用する。ただし、貸出期間は、団体等への貸出しを除き、第8条の規定にかかわらず次の巡回日までとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本庄市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本庄市立図書館運営規則(平成12年本庄市教育委員会規則第5号)又は児玉町立図書館の設置及び管理に関する規則(平成7年児玉町教育委員会規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年10月3日教委規則第41号)

この規則は、平成18年10月3日から施行する。

附 則(平成22年1月21日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の本庄市立図書館運営規則の規定は、平成22年1月1日から適用する。

附 則(平成28年4月22日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月27日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。